

令和6年度中国四国農政局発注者綱紀保持委員会 定例会議
議事概要

1. 開催日時 令和7年2月25日(火) 16:30~17:00
2. 場 所 中国四国農政局 局長室
3. 出席者 委 員 長：局長
委員（幹事）：総務管理官、総務課長、会計課長、農村振興部設計課長
委 員：企画調整室長、消費・安全部消費生活課長、生産部生産振興課長、経営・事業支援部担い手育成課長、統計部調整課長

4. 概要

(1) 令和6年度 発注者綱紀保持対策実施結果

1) 不当な働き掛け等について

令和6年度において、職員の責務（農林水産省発注者綱紀保持規程第3条）、秘密の保持（同規程第6条）及び事業者との応接方法（同規程第7条）に反する報告事案、並びに第三者からの不当な働き掛けを受けた場合の対応（同規程第10条）はなかった。

2) 令和6年度研修等の実施結果について

- ①発注者綱紀保持マニュアル【ポケット版】を4月に管内全職員に周知した。
- ②本局で開催された、管内事業（務）所事務次長及び用地・管理担当課長会議並びに管内事業（務）所用地・管理担当者会議において、規程やマニュアルに基づき職員、発注担当者及び管理監督者等の責務等について講義を行い、発注者綱紀保持対策の周知を図った。
- ③農村振興部設計課が主催する入省1年目を対象とした初任技術研修（基礎・実践）に参加した職員に対して、発注者綱紀保持対策の講義を実施した。
- ④管内発注担当者を対象とした発注者綱紀保持対策研修として、令和6年6月28日に局内対象者に対面研修を実施し、同時に管内各事業（務）所職員にオンライン配信を実施した。また、配信の録画データについては未参加者が視聴できるようファイルを共有した。
- ⑤本省主催によるeラーニング研修（発注者綱紀保持対策）（令和6年11月11日~12月20日）を行い、1,305名（休職者等除く）が受講し、受講率は100%であった。
- ⑥管内の今年度退職者に対して、発注者綱紀保持対策及び独占禁止法・官製談合防止法に関する資料を基に退職時研修を実施予定である。

3) 入札契約関係の情報管理の徹底

各種研修、講習会において周知を行った。また、情報セキュリティ監査において、積算書及び予定価格積算調書等の入札関係書類は、情報漏洩がないよう、施錠可能な什器又は書庫に収納のうえ施錠管理し、電子データはアクセス制限を設定するなどの情報管理の徹底を指導した。

4) 事業者等との接触に関するルールの徹底

事業者等との対応方法等を記載した「農林水産省における発注者綱紀保持対策について」をホームページに掲載するとともに、受付カウンター等に掲示するなどにより周知を行った。

(2) 令和7年度 発注者綱紀保持対策実施計画

1) 職員のコンプライアンス意識の醸成

①発注者綱紀保持マニュアルの配布

中国四国農政局の発注事務に携わる職員が遵守すべき事項と職員の責務を記載した「発注者綱紀保持マニュアル」を全職員に配布する。

②発注者綱紀保持対策研修等の実施

本局内の発注担当者に対し、対面形式による発注者綱紀保持対策に関する関係法令等を説明、解説する研修等を行う。同時に事業（務）所の発注担当者に対し、対面研修の講義内容をオンライン配信する。また、講義内容については、録画し、未参加者が視聴できるようデータファイルを共有する。

③各種会議及び研修等における講義等の実施

ア 農政局において別途開催される各種会議に併せ、発注担当者等を対象として発注者綱紀保持に関する関係法令等の説明、解説をする講義を実施する。

イ 中国四国農政局で実施する計画研修において、発注者綱紀保持対策に関するカリキュラムを設け、関係法令に関する知識の付与等についての講義を実施する。

④発注者綱紀保持に関するeラーニング

農林水産省全職員のコンプライアンス意識の醸成を図るため、全職員に対して実施する「発注者綱紀保持に関するeラーニング」に取り組む。

⑤退職前研修の実施

退職予定者に対して、発注者綱紀保持対策等に関する資料を基に退職時研修を実施する。

2) 入札契約関係の情報管理の徹底

積算書及び予定価格積算調書等の入札関係書類は、情報漏洩がないよう、施錠可能な什器又は書庫に収納のうえ施錠管理し、電子データはアクセス制限を設

定するなどの情報管理の徹底を指導する。

3) 事業者等との接触に関するルールの徹底

ホームページ及び受付カウンター等の応接対応箇所に発注者綱紀保持規程に定める応接ルールにより対応することの掲示を行い、事業者等に対し「農林水産省における発注者綱紀保持対策について」の周知を継続する。